

(2) 機構改編

令和5年4月

(総務部)

- ・ 市が保有するデータの活用を図るため、総務法制課「情報公開・統計係」から、統計に関する事務を政策推進部DX推進課へ移管した。
- ・ 駐屯地の設置に伴う調整及び対応が本格化するため、総務法制課「駐屯地調査室」を政策推進部に移管した。
- ・ 財産活用課「施設マネジメント係」を「政策推進部行政マネジメント課」へ移管した。

(政策推進部)

- ・ 将来へ向けた施策の企画立案や、重要課題の解決に向けた取組を積極的に推進するため、「企画調整部」を「政策推進部」に改称する。
- ・ 企画政策課に、定住人口の確保に向けた取組を強化し、新たな移動手段の検討を行い、あわせて佐賀市を支える財源の更なる獲得に努めため、新たに「未来創造・移住促進係」、「ふるさと納税推進係」を設置した。
- ・ 持続可能な行政サービス提供体制の構築に向け、既存事業や施設の見直しを図る必要があることから、新たに「行政マネジメント課」を設置し、企画政策課「行政マネジメント係」及び財産活用課「施設マネジメント係」を移管した。
- ・ DXの一層の展開を図るため、DX推進室を「DX推進課」に改称し、佐賀市全体のスマート化を図る「スマートシティ係」と市役所内部のDXを推進する「DX支援係」を設置した。あわせて、市が保有するデータの活用を図るため、総務法制課から統計に関する事務を移管し、「統計データ活用係」を設置した。
- ・ 社会のあらゆる分野において、女性が活躍できる機会をより一層創出し、横断的に政策を推進していくため、「男女共同参画室」を市民生活部から政策推進部へ移管し、「男女共同参画課」を設置した。
- ・ 駐屯地の設置に伴う調整及び対応業務が本格化するため、総務部総務法制課から「駐屯地調査室」を政策推進部に移管し、部内室に昇格し「駐屯地対策室」を設置した。

(経済部)

- ・ 事業者のニーズや課題に応じた適切な支援・施策を実施するため、商業振興課、工業振興課、中心市街地活性化室を、経済政策課（地場企業支援）、企業立地課（市外からの企業誘致）、中心市街地振興室（中心市街地の活性化）に再編した。
- ・ 経済政策課に、「経済政策係」（経済政策の立案及び部内総括）と、「経営支援係」（既存事業者の支援）を設置した。
- ・ 中心市街地振興室に、「戦略係」（中心市街地の振興にかかる施策立案、各種計画の推進）、「再生係」（イベントや施設を活用した賑わいの創出）を設置した。
- ・ 分かりやすい名称とするため、「熱気球国際大会推進室」を「佐賀インターナショナルバルーンフェスタ推進室」に改称した。
- ・ 観光振興課「観光・コンベンション推進室」を、「マーケティング推進室」に改称し、コンベンション推進を含む幅広い誘客促進に取り組んだ。
- ・ 国際戦略室は、コロナ禍後の流通、観光分野における海外施策について、各課において今後の方向性を改めて検討した。

(都市戦略部)

- ・ 人口減少時代を見据え、自然と都市機能が調和したコンパクトで機能的なまちづくりと、それを支える移動手段の確保を行い、持続可能で活力のある都市経営を推進するため、新たに「都市戦略部」を設置した。
- ・ 建設部から都市政策課（都市計画係、空き家対策室）、緑化推進課、建築指導課を、政策推進部から交通政策課を移管し、佐賀駅周辺整備推進構想室を部内室（課相当）として設置。

（建設部）

- ・ 建設部は、業務の効率化と意思決定の迅速化を図り、都市基盤の着実な維持・整備及び災害に強いまちづくりを進めるために、多様化する業務を都市戦略部と切り分けた。
- ・ 部内総括を担うとともに、管理業務を一元化し効率化を図るため、「建設監理課」を新設した。建設監理課には、都市政策課から「政策総務係」及び「有明海沿岸道路対策室」を、道路管理課から「管理係」及び「施設管理センター」を、河川砂防課から「管理係」を移管した。
- ・ 道路管理課は「維持係」を道路整備課へ移管し、課を廃止した。

（市民生活部）

- ・ 人権・同和政策・男女参画課から、「男女共同参画室」を政策推進部へ移管した。「人権・同和政策・男女参画課」は「人権・同和政策課」に改称した。
- ・ マイナンバーカードの適切な運用と利活用の拡大に対応するため、市民生活課「住基整備係」と「マイナンバーカード交付推進室」を統合し、「マイナンバーカード基盤整備室」を設置した。

（保健福祉部）

- ・ 徴収事務の効率化を図るため、保健福祉部保険年金課から市民生活部納税課へ、国保税の徴収に係る事務を移管します。保険年金課収納整理係は廃止した。
- ・ 事業終了に伴い高齢福祉課「高齢者・障がい者支援金室」を廃止した。

2 行政評価 7-1

(1) 目的

市は、市民満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市民がどの程度現状のサービスに満足しているかを認識することが必要である。また、施策及び事業の改善や市民満足度の向上を図るための戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

「総合計画の実現」、「住民起点での行政体質改善」、「透明性の高い行政運営の実現」を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入している。

総合計画の実現

- ◆ 予算、人事、定数、計画、組織と連携を図る。
- ◆ 施策ごとの成果を把握し、効果的に事業を実施する。

住民起点での行政体質改善

- ◆ 納税者が納得できるサービスを提供する。

透明性の高い行政運営の実現

- ◆ 市民へ、目指すべき方向・目的・手段などを説明し、行政への信頼度を高める。

(2) 概要

行政評価は、市が戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施した結果、効果的に目的を達成しているかを市民と共に評価して、現状と問題点を把握し、今後の施策や事務事業を考えていくための手段である。

- 《PLAN》 佐賀市のビジョンである総合計画の体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、事業内容を企画・立案する。
- 《DO》 目標達成のために、予算と人を活用して効果的・効率的な事業を実施する。
- 《SEE》 取組の結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表する。評価結果と市民からの意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させる。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを市政経営の中に組み込み、目的・成果重視の市政経営を行い、市民満足度の向上を目指す。

(3) 行政評価の体系

① 事務事業評価

市役所が行っている事務事業について、成果目標に対する達成状況とその分析・対策の3点から評価し、事業の見直しに活かしている。評価結果については公表し、市民からいただく意見をふまえて次の事業計画に活かし、市民と行政が一体となったまちづくりを目指す。

② 施策評価

“政策展開の基本方向”の現状把握やまちづくりの達成水準、さらに、市民生活の向上の度合いなどをより広い視点で確認するため、事務事業を包括する施策単位で成果目標の達成具合の確認を行い、「佐賀市総合計画」の確実な推進を図る。

3 行政改革事業 7-1

(1) 佐賀市行政経営推進プラン（平成 28 年度～）

第 1 次行政改革大綱（実施期間：平成 19～23 年度）及び第 2 次行政改革大綱（実施期間：平成 24～27 年度）の基本方針を継承しつつ、市を取り巻く環境の変化を踏まえ、「佐賀市行政経営推進プラン」を策定した。

① 取組指針

市民満足度を向上させ、市の魅力を高め発展させていくためには、職員一人ひとりが、常に市民の視点に立った行政経営を進めることが重要であり、このような考え方のもと、『効率を上げる改革』と『増やす改革』という 2 つの改革を基本方針とし、以下の 4 つの改革の柱と 13 の推進項目に体系化している。

改革の柱	推進項目
〔1〕組織力の強化	① 能力や意識の高い人材の育成
	② 働き方の見直し
	③ 定員管理と効率的な配置
	④ 組織、機構の再編、整備
〔2〕サービスの質の向上	⑤ 市民ニーズを踏まえた行政サービスの提供
	⑥ 民間活力の有効活用
	⑦ ICT利活用の促進
〔3〕健全財政の堅持	⑧ 業務の効率化等の推進
	⑨ 持続可能な財政運営のための仕組みと運用
	⑩ 歳入の確保
	⑪ 施設の有効活用
〔4〕地域力の向上	⑫ 市民との協働と市民参画
	⑬ 積極的な情報発信と市民ニーズの把握

② 実施計画

4 つの改革の柱と 13 の推進項目に沿った具体的な取組を、27 項目の実施計画として掲げている。実施計画の内容については毎年度見直しを行い、計画の修正や追加、削除を行う。

(2) 佐賀市行政経営推進プラン令和 4 年度取組状況概要

〔1〕組織力の強化

ワーク・ライフ・バランスの推進のために、特定事業主行動計画の目標である年次有給休暇の取得促進や超過勤務縮減の取組を実施した。また、重点施策の推進及び円滑な事務遂行のための組織改編を実施した。

- ◆職員一人当たりの年次休暇取得日数割合：69.4%（R3）⇒71.5%（R4）
- ◆組織改編の主な内容：誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりの推進のための部の新設、効率化による組織の見直し 等

〔2〕サービスの質の向上

「福祉おくやみ窓口」を設置し、死亡後の各種手続きを一括で受けることで、ワンストップによる手続きの集約を図った。また、マイナンバー普及によるサービス拡大を目的として、官公庁等へのカード申請出張受付、大型商業施設でのマイナンバーカード出張申請受付の実施やカード用の顔写真無料撮影サービス等を実施した。

- ◆マイナンバーカード交付率：44.5%（R3）⇒69.4%（R4）
- ◆コンビニでの証明書等交付割合：19.9%（R3）⇒28.05%（R4）

〔3〕健全財政の堅持

市税及び国民健康保険税において、納付機会の拡充や適切な滞納処分の徹底等により、収納率の維持・向上に努めた。また、市ホームページ、公用封筒、公用車など各種広告媒体を活用し、広告事業を実施した。

- ◆市税収納率：98.91%（R3）⇒98.86%（R4）
- ◆国民健康保険税収納率：97.14%（R3）⇒96.73%（R4）
- ◆広告事業による広告収入額：3,490万円（R4）、歳出削減額29万円（R4）

〔4〕地域力の向上

まちづくり協議会設立準備段階校区への事務的支援及び取組未実施校区に対する積極的な声かけを行うとともに、説明会を開催した。また、移住促進プロモーション動画「佐賀市なんもな課」を活用して、佐賀市の様々な魅力を情報発信した。

- ◆校区まちづくり協議会の設立数：31校区／32校区（R4）

4 電子自治体化の推進 7-1

以前にも増して情報通信技術（ICT）が身近なものとなり、IoTやAI、ビッグデータ、ロボット等新たな情報技術の革新が急速に進み、第4次産業革命と呼ばれる産業・経済活動の大きな転換期を迎えている。市民生活や企業活動を含む社会全体において、ビッグデータやオープンデータが付加価値創出の中核となり、創出した情報・価値によって産業の活性化や社会問題の解決を図っていく「データ駆動型」へシフトしつつある。

こうした流れは、行政サービスのあり方にも大きな変革を迫るものであり、単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等を変革し新たな価値を創出していくことが求められている。市民の利便性向上のためにICTを積極的かつ効果的に活用するとともに、地域の実情に応じ、自らの発想と創意工夫をこらした「まちづくり」を進めることや課題を解決することが求められている。

一方で、コンピューターウイルスの感染や情報漏えい事故など、情報資産に対する脅威は極めて大きく、特に昨今では、特定の組織を狙った標的型攻撃が拡大している。万一、個人情報の流出等の情報セキュリティ事故があった場合には、市政に対する市民の信頼を著しく損ねる重大な事態となる。マイナンバーによる情報連携の本格運用が平成29年11月から開始されたことなどもあり、情報資産を守り抜くための十分な対策が必要である。

このような社会状況を踏まえ、本市は、一層の市民サービス向上と行政経営の簡素化・効率化を目指して、電子自治体化の推進を図るものである。

(1) 国の動向

国は2021年（令和3年）9月、デジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁を創設した。2022年（令和4年）12月23日には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指している。また、自治体がデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進することで、デジタル活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会の実現につながるとしている。

(2) 佐賀市のDX推進施策の方向性

DXを推進するにあたり、国の政策や本市の「第2次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、これまでのICT関連の取組みをより一層加速させるため、令和4年3月に「佐賀市DX推進方針」を策定した。

また、令和4年7月には「佐賀市スマートシティ宣言」を行い、行政・地域・市民が一

佐賀市が描く未来の姿

“暮らしやすさ” “過ごしやすさ” を実感できる佐賀市
～より便利、より簡単、より早く～

佐賀市がDXで目指すこと

- ❖ 暮らしやすさの向上と地域経済の変革
- ❖ 多様なニーズに対応した市役所サービスの実現
- ❖ 常に新たな情報通信技術を活用する行政への転換

体となって地域経済の活性化を図り、暮らしや生活がより便利に、より快適に、そして生活に合わせた多様で柔軟な働きができるよう佐賀市版スマートシティ「スマート・ローカル！SAGACITY」の実現に取り組んでいる。

5 電算自己処理業務一覧 7-1

(1) 基幹システム業務

課名	電算処理業務	開始年月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成2年4月
保険年金課	国民健康保険（資格・賦課・収納・給付）	平成2年4月
	国民年金	
	福祉年金	
市民税課	市県民税（特徴・普徴・年特）	平成2年4月
	軽自動車税	
	法人市民税	
	税証明	
納税課	税収納（普徴・特徴・固定・軽自・年特・たばこ・入湯）	平成2年4月
	税収納（国保）	平成2年4月
障がい福祉課	障がい医療	平成2年4月
建築住宅課	市営住宅使用料	平成2年4月
選挙管理委員会	選挙人名簿	平成2年4月
各課共通	口座	平成2年4月
	住民登録外	
	送付先	
資産税課	固定資産税（土地・家屋・償却）	平成3年4月
	都市計画税	
上下水道局	下水道受益者負担金	平成3年4月
こども家庭課	ひとり親医療	平成4年4月
	乳幼児医療	
	児童手当	
納税課	税収納（法人）	平成6年4月
高齢福祉課	高齢者福祉	平成7年1月
農業委員会	農政管理	平成7年4月
農業振興課	農政管理	平成7年4月
保険年金課	後期高齢者医療	平成19年12月
福祉総務課	こども手当 ※平成23年度まで	平成22年4月
選挙管理委員会	国民投票	平成22年5月
保育幼稚園課	保育料	平成23年4月
建設監理課	道路占用	平成24年3月
	河川占用	平成24年3月
協働推進課	市民活動応援制度 ※平成28年度まで	平成25年6月
福祉総務課	臨時福祉給付金 ※平成29年度まで	平成26年5月
企画政策課	プレミアム付商品券 ※令和元年度まで	令和元年8月
特別定額給付金室	特別定額給付金 ※令和2年度まで	令和2年5月

こども家庭課	子育て世帯生活支援特別給付金	令和3年6月
臨時特別給付金室	住民税非課税世帯臨時特別給付金	令和4年2月
臨時特別給付金室	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	令和4年10月
高齢福祉課	高齢者・障がい者支援金 ※令和4年度まで	令和4年12月
健康づくり課	出産・子育て応援給付金	令和5年2月

(2) その他個別システム

課名	電算処理システム名	開始年月
生活福祉課	生活保護システム	平成7年1月
建設部	土木積算システム	平成7年10月
建築指導課	建築確認支援システム	平成8年5月
図書館	図書館情報システム	平成8年6月
危機管理防災課	水防災情報システム	平成8年8月
	消防団管理システム	
デジタル推進課	財務会計システム	平成9年4月
デジタル推進課	情報系システム	平成9年10月
保険年金課	国保高額医療費支給システム	平成10年5月
資産税課	家屋評価システム	平成10年10
デジタル推進課	グループウェアシステム	平成11年5月
高齢福祉課	介護保険事務処理システム	平成12月4月
教育総務課	公立学校施設台帳管理システム	平成12月4月
選挙管理委員会	期日前・不在者投票システム	平成13年7月
人事課	人事給与システム	平成13年9月
市民生活課	戸籍情報システム	平成13年10
工業振興課	企業情報検索システム	平成14年4月
森林整備課	森林施業計画システム	平成14年4月
森林整備課	造林補助金集計システム	平成14年4月
協働推進課	佐賀市民活動プラザホームページ	平成14年4月
福祉総務課	保健福祉医療総合情報システム	平成14年4月
富士大和温泉病院	病院総合情報システム	平成14年7月
市民生活課	住民基本台帳ネットワークシステム	平成14年8月
秘書課	電子看板システム	平成14年9月
納税課	滞納整理支援システム	平成16年2月
保険年金課		
企画政策課	行政評価システム	平成16年4月
デジタル推進課	市有施設予約システム	平成16年4月
秘書課	動画配信システム	平成16年10
建築住宅課	CADシステム	平成16年10
循環型社会推進課	エコプラザホームページ	平成16年12
市民生活課	自動交付機 ※平成28年度まで	平成17年3月
学事課	校務支援システム	平成17年4月

課 名	電 算 処 理 シ ス テ ム 名	開始年月
保険年金課	国保情報データベースシステム	平成 17 年 7 月
南部建設事務所	地籍調査事務支援システム	平成 17 年 9 月
危機管理防災課	緊急通報システム	平成 17 年 10
建築住宅課	公営住宅管理システム	平成 17 年 10
環境政策課	畜犬管理システム	平成 18 年 2 月
総務法制課	例規執務サポートシステム	平成 18 年 4 月
	現行法令 W e b システム	
議会総務課	会議録検索システム	平成 18 年 4 月
契約監理課	電子入札システム	平成 18 年 4 月
デジタル推進課	ホームページ管理システム	平成 18 年 4 月
上下水道局	下水道受益者分担金管理システム	平成 18 年 4 月
久保田支所	下水道使用料システム	平成 18 年 4 月
建築指導課	建築行政情報管理システム	平成 18 年 6 月
障がい福祉課	障害程度区分訪問調査支援システム	平成 18 年 6 月
学校教育課	学校図書館情報ネットワークシステム	平成 18 年 9 月
デジタル推進課	統合型 G I S (地理情報システム)	平成 19 年 4 月
富士大和温泉病院	健康管理システム	平成 19 年 4 月
富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム	平成 19 年 8 月
市民税課	課税資料原票管理システム	平成 19 年 9 月
保険年金課	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	平成 19 年 9 月
富士大和温泉病院	財務会計システム	平成 20 年 3 月
森林整備課	森林土木積算システム	平成 20 年 4 月
資産税課	固定資産評価システム	平成 20 年 8 月
保険年金課	特定健診等データ管理システム	平成 20 年 4 月
農業振興課	水田情報管理システム	平成 20 年 8 月
議会事務局	会議録作成支援システム	平成 20 年 9 月
こども家庭課	放課後児童クラブシステム	平成 20 年 9 月
保険年金課 健康づくり課	健診保健指導システム	平成 20 年 10 月
市民税課	e L T A X	平成 20 年 11
上下水道局	設計積算 C A D システム	平成 21 年 1 月
総務法制課	統計調査支援システム	平成 21 年 3 月
福祉総務課	地域福祉支援システム	平成 21 年 3 月
学事課	学齢簿・就学援助システム	平成 21 年 3 月
学事課	教職員用コンピュータシステム	平成 21 年 6 月
学事課	学校情報携帯メール配信システム	平成 21 年 6 月
保険年金課	退職者振替支援システム	平成 21 年 10
契約監理課外 22 課	公共工事設計積算システム	平成 22 年 4 月
建設監理課	道路台帳管理システム	平成 22 年 4 月

課 名	電 算 処 理 シ ス テ ム 名	開始年月
文化振興課	地域資源データベース	平成 22 年 4 月
上下水道局	浄化槽使用料システム	平成 22 年 4 月
学事課	給食費管理システム	平成 22 年 7 月
生活福祉課	生活保護等版レセプト管理システム	平成 23 年 4 月
危機管理防災課	被災者支援システム	平成 24 年 3 月
健康づくり課	栄養指導管理システム	平成 24 年 3 月
学事課	校納金徴収システム	平成 24 年 10
健康づくり課	メンタルヘルスチェックシステム	平成 24 年 11
緑化推進課	公園施設管理システム	平成 25 年 3 月
危機管理防災課	防災総合システム	平成 25 年 6 月
市民税課	市民税額シミュレーションシステム	平成 26 年 1 月
議会総務課	佐賀市議会ホームページ	平成 26 年 6 月
財政課	財務会計システム（新システム）	平成 26 年 10
森林整備課	森林GIS	平成 26 年 12
総務法制課	電子文書管理システム	平成 27 年 4 月
秘書課	ホームページ管理システム（新システム）	平成 27 年 4 月
保育幼稚園課	保育所栄養計算ソフト	平成 27 年 10
資産税課	家屋評価調書検索システム	平成 27 年 10
福祉総務課	保健福祉総合システム	平成 27 年 10
秘書課	ふるさと納税管理システム	平成 27 年 11
市民生活課	コンビニエンスストア証明書発行システム	平成 28 年 1 月
デジタル推進課	統合宛名システム	平成 28 年 10
デジタル推進課	指紋認証システム（基幹行政システム用）	平成 28 年 11
農業振興課	有害鳥獣捕獲管理システム	平成 28 年 12
デジタル推進課	指紋認証システム（個別システム用）	平成 29 年 1 月
農業委員会	農地情報公開システム	平成 29 年 1 月
都市政策課	国土調査成果管理システム	平成 29 年 4 月
契約監理課	土木汎用 CAD システム	平成 29 年 6 月
デジタル推進課	セキュリティ強靱化システム	平成 29 年 7 月
こども家庭課	家庭児童相談システム	平成 30 年 4 月
保育幼稚園	保育業務支援システム	平成 30 年 4 月
建築指導課	空家台帳システム	平成 30 年 4 月
契約監理課	電子納品 保管・管理システム	平成 30 年 7 月
D X 推進課	AI 議事録等作成支援システム	令和元年 10 月
D X 推進課	AI-OCR サービス	令和 2 年 1 月
D X 推進課	RPA ソフト	令和 2 年 3 月
D X 推進課	AI チャットボットシステム	令和 2 年 3 月
保育幼稚園課	AI 保育施設入所調整システム	令和 2 年 3 月
財産活用課	公有財産管理システム	令和 2 年 4 月

課 名	電 算 処 理 シ ス テ ム 名	開 始 年 月
新型コロナウイルスワクチン接種対策室	新型コロナウイルスワクチン接種予約システム	令和3年4月
循環型社会推進課	ごみ搬入予約管理システム	令和3年5月
資産税課	登記情報管理システム	令和3年9月
デジタル推進課	申請管理システム	令和5年2月

※ 同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

※ 令和5年4月1日現在の課名を記載しています。

6 統計 7-1

(1) 統計実績（令和4年度）

① 「佐賀市のすがた」の発行

佐賀市の概要を紹介する「佐賀市のすがた」を発行。佐賀市の現状を知ることができる資料として、官公庁および自治会をはじめ市民の利便に供した。

令和4年版佐賀市のすがた音声版 10部

令和5年版佐賀市のすがた 3,000部

② 基幹統計調査

学校基本調査、経済センサス-基礎調査（乙調査）、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査単位区設定を国、県の委託を受けて行った。それぞれの調査対象、指導員、調査員数等は次のとおりである。

調査名	対象数	調査基準日	指導員・調査員
令和4年度学校基本調査	120校(園)	5月1日	—
令和4年経済センサス-基礎調査 (乙調査)	231事業所	6月1日	—
令和4年就業構造基本調査	10,386世帯	10月1日	指導員 11人 調査員 101人
令和5年住宅・土地統計調査 (単位区設定)	21,549住戸	2月1日	指導員 29人

(2) 調査員確保対策事業

国の各種統計調査に対する調査員の確保と知識・技術の向上を図ることを主たる目的とする事業である。

登録調査員数 175名（令和5年3月末現在）

7 男女共同参画 6-4

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 20 年 4 月 1 日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と 6 章（全 21 条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 第 4 次佐賀市男女共同参画計画

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「第 4 次佐賀市男女共同参画計画 一人ひとりが輝くダイバーシティ社会の実現へ」を策定。「男女共同参画社会の実現」をめざし、次の 5 つの基本方向を掲げて具体的な推進を図っている。

基本方向 I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
基本方向 II	男女がお互いを認め合う社会づくり
基本方向 III	あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
基本方向 IV	男女が共に働きやすい環境づくり
基本方向 V	ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会づくり

(3) 男女共同参画社会推進への啓発事業

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、4 月 14 日を家庭、職場、学校、地域などで日頃お世話になっている人に感謝の気持ちを伝える日“パートナーデー”として発信している。また、メッセージカードを作成し、講座や市の公共施設等で市民に配布している。

② 女・男フォーラム等の開催

市民を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、女・男フォーラムを開催し、記念講演等を実施している。その他大学や公民館等において男女共同参画講座を行っている。

③ 情報の発信

市民向けには、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ばすぽーと」を年 2 回発行するとともにホームページに掲載している。庁内向けには、「男女共同参画の窓から」を配信し、市職員の意識啓発を行っている。

(4) 男女共同参画に関する調査・促進事業

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者等の 15 名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行っている。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等における女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査を実施している。

【法令に基づく各種審議会・委員会等における女性委員の参画率の推移（％）】

年 度	30	R1	R2	R3	R4
参 画 率	42.8	43.3	44.2	44.0	43.1

③ 女性人材リストの拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性や市政に関心を持つ女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦や公募委員の募集、セミナー講師派遣に活用している。（自薦・他薦 随時受付）

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識を反映した男女共同参画施策展開を行うため、5年ごとに「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談等を受ける窓口を設けている。

(5) ワーク・ライフ・バランス推進事業

ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するために、仕事と家庭の両立や男女とも働きやすい職場づくりに取り組む企業を男女共同参画推進協賛事業所として、佐賀市のホームページ等でPRする。また、有識者による公開セミナーの開催や、男女共同参画推進協賛事業所への啓発を行う。

8 定住促進事業 7-1

(1) 定住情報発信事業

佐賀市への移住者の増加を図るため、首都圏や福岡都市圏等の移住希望者を対象に、移住フェア等への出展及び移住パンフレットの配布等により定住情報を発信する。

(2) 地方創生移住支援事業

東京圏又は佐賀県外から佐賀市に移住し、就業又は起業した者等に対して地方創生移住支援金（世帯 100 万円、単身 60 万円）及びさが暮らしスタート支援金補助金（世帯 100 万円、単身 60 万円）を交付することにより、中小企業における人手不足の解消と定住人口の増加を図る。

◎ 交付実績（地方創生移住支援金）

	交付件数	
	世帯	単身
令和4年度	6件	4件

交付実績（さが暮らしスタート支援事業補助金）

	交付件数	
	世帯	単身
令和4年度	1件	3件